

定例教育委員会

議

案

議案第13号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和2年7月28日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第14号

坂井市文化財保護審議会に諮問することの協議について

文化財の坂井市指定文化財への指定を、坂井市文化財保護審議会に別紙のとおり諮問することについて、協議を求める。

令和2年7月28日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

令和2年7月 日

坂井市文化財保護審議会
会長 木村 昌弘 様

坂井市教育委員会
教育長 川元 利夫

諮問書（案）

坂井市文化財保護条例第5条1項の規定に基づき、下記の文化財について、坂井市指定文化財の解除について諮問します

記

- | | | | |
|---|----------|--|------|
| 1 | 名称及び数 | 大湊神社木造女神坐像 | 1 体 |
| 2 | 所在地 | 三国町安島 23-15-1 | 大湊神社 |
| 3 | 指定者又は管理者 | 大湊神社 | |
| 4 | 種類 | 彫刻 | |
| 5 | 解除の理由 | 令和2年8月4日付で本文化財が福井県指定文化財に指定される見込みのため、これと同日付で坂井市指定文化財の指定を解除する。 | |
| 6 | 備考 | | |

以上

議案第 15 号

県指定文化財の新規指定にかかる市指定文化財の指定解除について

県指定文化財の新規指定にかかる市指定文化財の指定解除について、次のとおり承認を求める。

令和 2 年 7 月 28 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

文 審 第 1 号
令和 2 年 7 月 28 日

坂井市教育委員会
教育長 川元 利夫 様

坂井市文化財保護審議会
会 長 木 村 昌 弘



坂井市指定有形文化財の解除について（答申）

坂井市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により令和 2 年 7 月 28 日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財の指定を解除することが適当であると認めます。

記

名称・数量	大湊神社木造女神坐像 1 体
指定種別	有形文化財 彫刻
所在	坂井市三国町安島 23-15-1 大湊神社
管理者	大湊神社
備考	本文化財が 8 月 4 日付で福井県指定文化財に指定される見込みのため、これと同日付で坂井市指定文化財の指定を解除する。

5 もくぞう 木造 じょしんざぞう 女神坐像

- (1) 所在地 坂井市三国町安島 23-15-1
- (2) 所有者 宗教法人^{おおみなとじんじゃ}大湊神社
- (3) 員数 1 軀
- (4) 法量／時代 像高 58.2cm、膝張 46.6cm、坐奥 39.6cm / 鎌倉時代
- (5) 由来・特徴

坂井市三国町雄島の大湊神社に伝わる、比較的傷みが少なく、また優れた女神像である。背筋を伸ばしてわずかに上を向いて坐す姿は端整であり、はっきりと目を開いて、口を僅かに開けて上歯を見せ、何かを語りかけるかの表情は、若々しく気品と生気が宿っている。着衣では、小袿と思われる衣を肩から肘上まで降ろして着する。

制作期は、瑞々しい面貌や自然な把握をみせる体軀、着衣は輪郭を刻むだけでまったく衣皺を表さないが表面仕上げは華麗な彩色が想定されること、寄木造りで像底を塞ぐように表すことから鎌倉時代と考えられる。また神像は一木造が多いなかで、本像が寄木造であることも珍しく注目される。

